柏原市国民健康保険事業特別会計赤字解消計画の変更について

１．計画の達成状況について

平成 23 年度末の累積赤字額 824,085,539 円を平成 29 年度までに解消するため、平成 24 年度から 29 年度まで毎年 1 億 4,000 万円の単年度黒字を確保するとした「柏原市国民健康保険事業特別会計赤字解消計画」を平成 24 年 9 月に策定した。

当初計画の累積赤字解消の財源は、下記のとおり計画していた。

①保険料の賦課…予算作成時に医療費の２％（約 1 億 2,000 万円）を予備費として計上し、保険料算定を実施する。

②収納率の向上…収納率に概ね 0.8%の収納率向上を目指す。（1,500 万円）

③一般会計からの繰入…一般会計からは適正な繰入を行う。

④医療費の適正化（500 万円）…保健事業・レセプト点検強化・ジェネリック医薬品の普及促進等、医療費適正化のための施策を推進し支出削減に努める。

※なお、平成 22 年度の単年度黒字額は 1 億 8,033 万円、平成 23 年度は 1 億 6,554 万円であり、計画策定時点では無理のない設定であった。

赤字解消計画の達成状況について　（単位：百万円）

	年　　度		H24	H25	H26	H27	H28	H29
計画	前年度末累積赤字額（計画値）		824	684	544	404	264	124
	解消方法	①保険料賦課	120	120	120	120	120	120
		②収納率向上	15	15	15	15	15	15
		③一般会計繰入						
		④医療費の適正化	5	5	5	5	5	5
	単年度収支(計画値)		140	140	140	140	140	140
	赤字解消累計額（計画値）		140	280	420	560	700	824
	年度末累積赤字額（計画値）		684	544	404	264	124	△16
実績	実際の単年度収支		16	△235	7	146	240	422
	実際の赤字解消累計額		16	△219	△212	△66	174	596
	実際の年度末累積赤字額（計画値との差）		△124	△499	△632	△626	△526	△244
	実際の年度末累積赤字額		808	1,043	1,036	890	650	228

上記のとおり平成 24 年度から 26 年度にかけて計画が未達成となったことが大きく影響し、平成 29 年度末時点の累積赤字額は 227,861,248 円となり、計画の達成はできなかった。

２．累積赤字解消のための財源の検証について

今回の計画が達成できなかった理由について、当初計画時に設定した個別の財源ごとに点検を行い、達成できなかった原因について以下で検証を行った。

２－１．保険料賦課

①予備費の計上

保険料算定時の予備費の計上については、平成 24 年度から 27 年度までは赤字解消計画のとおりに行っていた。また、平成 28 年度以降については、急激な医療費の伸びと併せて被保険者の負担を考慮した保険料率設定を行ったため、予備費の計上額は予定を下回っている。（下記の表を参照）

予備費の状況について

年度	当初予算上の医療費の 2%	保険料算定時の予備費	備考
24	110,659	111,252	
25	109,001	120,726	
26	117,361	127,016	
27	122,053	126,877	
28	122,793	102,702	保険料算定時の医療費の 1.7%を計上
29	118,989	50,465	保険料算定時の療養給付費の 1%を計上

※予算上の医療費…当初予算の一般の療養給付費＋療養費＋高額療養費

※保険料算定時の予備費…「国民健康保険事業の実施に関する調書」より抜粋

・平成 28 年度は療養給付費の前年度決算額をベースにした一般医療費の 1.7%を予備費として計上。

・平成 29 年度は前年度決算額をベースにした一般療養給付費の 1%を予備費として計上した。（予算作成時より医療費が下がると予測し、予備費の額で調整を行った）

②保険料率の設定等

平成 24 年度から 26 年度の保険料設定時の医療費については、平成 24 年度以前の傾向を踏まえ、前年度決算額を概ね下回る額を必要額として見込み、保険料率を算定していた。（下記参照）

このことが結果として、急激な医療費の増加に対応できず、今回の赤字解消計画が達成できなかった大きな要因となった。

料率算定時の一般医療費（療養給付費＋療養費＋高額療養費）について

（単位：円）

医療費合計	H24	H25	H26
前年度決算額	5,203,293,800	5,380,224,807	5,711,965,261
料率算定時の数値①	5,262,775,394	5,199,761,000	5,452,652,600
当年度決算額②	5,380,224,807	5,711,965,261	5,808,850,226
①－②	△117,449,413	△512,204,261	△356,197,626

医療費合計	H27	H28	H29
前年度決算額	5,808,850,226	5,919,762,639	5,798,787,715
料率算定時の数値①	5,983,992,000	6,041,296,660	5,771,596,211
当年度決算額②	5,919,762,639	5,798,787,715	5,661,698,770
①－②	64,229,361	242,508,945	109,897,441

また、平成 25 年度については、前述の医療費推計に加え、前期高齢者交付金の交付額の減額、国の特別調整交付金の特別事情分の獲得ができなかったことなどが重なり 2 億 3,480 万円あまりの単年度赤字を計上したことも計画未達成に大きく影響した。

これらの計画達成が出来なかった部分の額については、平成 27 年度以降で解消できるよう、被保険者への負担の影響や、平成 30 年度以降の国保制度改革等と勘案しながら、保険料率を設定した。（下記参照）

その結果として、単年度収支では大幅な黒字を計上した。

しかしながら、急激な保険料の増加に対する被保険者への影響や、保険料の増加に伴う収納率への影響等を考慮し、不足部分全額を上乗せした保険料率の設定は行うことはできなかった。

保険料率の状況について

			H２７	H２８	H２９
保険料率	医療分	所得割	8.48%	8.89%	9.09%
		均等割	25,440	26,640	26,640
		平等割	21,840	22,560	22,080
	後期支援分	所得割	3.87%	3.43%	3.38%
		均等割	10,800	10,800	9,840
		平等割	9,120	8,640	8,160
	介護分	所得割	2.73%	2.95%	3.30%
		均等割	10,320	10,800	11,520
		平等割	6,000	6,480	6,720
モデル世帯試算額			413,884	419,937	428,095

２－２．収納率向上

計画では、現年度の収納率を毎年 0.8%ずつ向上させることにより、1,500 万円の財源を確保することを計画していたが、収納率などの収納状況は、下記の表のとおりとなっている。

収納率の向上のため、平成 24 年度から取組強化を行ったが、平成 26 年度以降現年度収納率の伸びが停滞したことや、計画策定時に見込んでいなかった平成 27 年度から現年度の保険料調定額が減少したことにより、当初計画による財源を確保することは困難となったことから、平成 26 年度からは、滞納繰越分収納額の徴収強化に努めた。

その結果、平成 26 年度からは滞納繰越分収納率は上昇しており、特に平成 29 年度の収納額及び収納率は、大幅に上昇している。また、平成 29 年度からの取組により、停滞していた現年度収納率についても上昇している。

現年度収納率の計画達成は出来ていないが、平成 26 年度以降の滞納繰越分の保険料の増収分が赤字解消財源となっていることを勘案すると一定の財源確保はできていると判断できる状況となっている。

収納状況について（不能欠損および還付未済を除く）

現年度分

	調定（千円）①	収納額（千円）②	収納率（%）	前年比（%）
24	1,935,298	1,744,491	90.14	1.31
25	1,957,917	1,781,199	90.97	0.83
26	1,965,910	1,782,952	90.69	△0.28
27	1,904,004	1,724,492	90.57	△0.12
28	1,816,802	1,646,102	90.60	0.03
29	1,704,270	1,556,839	91.35	0.75

平均伸び率 0.42%

滞納繰越分

	調定（千円）①	収納額（千円）②	収納率（%）	前年比（%）
24	306,972	40,195	13.09	△2.74
25	281,334	36,447	12.96	0.13
26	291,385	52,822	18.13	5.17
27	304,277	71,086	23.36	5.23
28	324,256	84,693	26.12	2.76
29	336,158	135,666	40.36	14.24

平均伸び率 4.13%

全体

	調定（千円）①	収納額（千円）②	収納率（%）	前年比（%）
24	2,242,270	1,784,686	79.59	1.99
25	2,239,251	1,817,646	81.17	1.58
26	2,257,295	1,835,774	81.33	0.16
27	2,208,282	1,795,578	81.31	△0.02
28	2,141,059	1,730,795	80.84	△0.47
29	2,040,427	1,692,504	82.95	2.11

平均伸び率 0.89%

収納率向上に向けた取組強化

（平成 24 年度から実施）

1　一般納付書の全件コンビニ対応。

2　口座振替の原則化を柏原市国民健康保険条例施行規則に規定。

3　未納があるものに対しては、保険証更新時には来庁を求め、納付相談の強化と分納期間と連動した短期証更新を実施。

（平成 26 年度から実施）

4　1 年以上の長期滞納者にかかる財産調査の実施。
また、そのデータに基づく納付相談の実施や滞納処分の強化。

（平成 29 年度から実施）

5　平成 29 年度の人事異動により納税課から職員が配属されたため、税に準じた収納体制の構築。
滞納者への早期の納付相談勧奨の強化。
財産調査と連動した分納額等の見直しによる滞納の早期解消。

２－３．一般会計繰入

一般会計からの繰入については、赤字解消計画策定時に計画した通り法定・法定外共に適正な繰入を行っていた。

しかし、平成 24 年度から 26 年度にかけての赤字解消計画未達成年次において、単年度の赤字解消計画達成のため、不足分を一般会計からの繰入金により補てんすることを検討したが、本市の一般会計の財政状況からできなかった。

また、平成 27 年度以降の保険料率設定を踏まえ、赤字解消計画の達成のため、一般会計からの繰入金の追加投入することについて検討したが、本市の一般会計の財政状況から繰入金の増額はできなかった。

２－４．医療費の適正化

①　保健事業

特定健康診査、特定保健指導については、平成 20 年度当初より保健師を配置し重点的に取り組んでいる。平成 28 年度からは管理栄養士を嘱託職員として１名配属しており積極的な取組を行っている。

保健事業の取組体制強化により、特に、特定保健指導については平成 28 年度の速報値で府下１位の実施率になっており、特定健康診査についても受診率は府下で上位に位置している。

②　レセプト点検強化

レセプト点検については直営で行っており実績については下記のとおりとなっている。

レセプト点検効果額（国民健康保険事業の実施に関する調書より）

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29
総枚数	343,534	350,407	350,597	342,448	329,468	308,738
効果額（千円）	3,276	3,142	3,377	3,542	3,045	3,760

③　ジェネリック医薬品の普及促進

平成 21 年度以降は、保険証更新時にジェネリック医薬品希望カードを配布するとともに、医療機関へのポスター掲示により啓発に努めている。また、平成 22 年度以降は、調剤薬局から処方を受けた人でジェネリック医薬品に切り替えた場合の自己負担額の削減額が大きい方を対象にジェネリック医薬品差額通知を送付している。

効果額としては、平成 27 年度は 2,434,716 円、平成 28 年度は 2,929,576 円となっており、過去の点検状況から毎年同等額の財政効果があったと考えられる。

ジェネリック医薬品差額通知（国民健康保険事業の実施に関する調書より）

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29
件数	6,283	6,222	6,336	6,114	5,380	5,494

以上のように、①②③の取組により医療費適正化による毎年 500 万円の削減については達成できていると判断できる状況となっている。

３．今後の対応方針について

２で検証したとおり、平成 24 年度から 26 年度において単年度の赤字解消計画の達成ができなかった際の対応が原因となっている。

本来であれば、達成できなかった年の翌年度に不足した額を確保できる保険料率の設定や一般会計からの繰入を行う必要があったが、いずれも行えなかったことが赤字解消計画の未達成となった要因となっている。

今回、赤字解消計画の変更にあたっては、これまでの本市の取組状況を踏まえつつ、平成 30 年度以降の国保制度改革を勘案し、

・統一保険料への上乗せによる累積赤字解消財源の確保。
・収納率向上による保険料収入増分の確保。
・府特別交付金の一部（保険者努力支援分及び府繰入金 2 号分）を補てん。
・前 2 項目よる収入増の不足分の一般会計繰入金による補てん。

以上の 4 点について、赤字解消の財源としての検討を行なった結果、「収納率向上による保険料収入増分の確保」「府特別交付金の一部による補てん」「一般会計繰入金による補てん」を累積赤字解消の財源と位置付けるものとする。

「統一保険料への上乗せによる累積赤字解消財源の確保」については、府の定める保険料率の激変緩和の対象とはなっていないものの、統一保険料率をそのまま採用しても低所得者層にあたる約 4 割の世帯の保険料が上昇すること、納付回数の減少に伴う 1 期あたりの保険料額の増額による収納率への影響や保険料の減免基準を府の共通基準に一部合わせることによる混乱が予想されることから、保険料率については、府の統一保険料率を採用し、不足分の上乗せを行わないこととした。

保険料率に上乗せを行わない代わりに府下でも高い収納率となっている滞納繰越分保険料を現年度保険料収入増分と併せて累積赤字の解消財源と位置付け、徴収の強化を推進することで、「収納率向上による保険料収入増分の確保」を図り、財源の確保に努める。

また、これに加えて「府特別交付金の一部（保険者努力支援分及び府繰入金 2 号分）による補てん」を行い、累積赤字の解消に充てるとともに、「一般会計繰入金による補てん」を行い、計画的な繰入を当初から確保することで累積赤字の解消を行うことを基本方針とする。

３－２．赤字解消財源の具体的な内容について

現行の赤字解消計画が達成できなかった原因を検証し、上記の方針に基づき、今回の変更計画では下記の①～③を赤字解消の財源と位置付ける。

今年度の療養給付費等負担金等返還金や平成 31 年度以降の事業費納付金の滞納繰越分の扱いの見直し等の不確定な要素はあるものの、府特別交付金の一部を計画が達成できない際の補てん財源としていることや直近の収納実績や交付金の獲得状況から実効性を担保する計画としている。

赤字解消計画の変更後の期間について

平成 33 年度末に累積赤字の解消とする。

赤字解消計画の変更について（案）

（単位：百万円）

年　　度		H30	H31	H32	H33
前年度末累積赤字額		228	228	118	18
解消方法	①収納率向上による保険料収入増分（滞納繰越分保険料等）	54	30	20	15
	②特別交付金の一部	23	30	30	30
	③一般会計繰入金	53	50	50	50
療養給付費等負担金等返還金（※）		△130	0	0	0
単年度収支		0	110	100	95
赤字解消累計額		0	110	210	解消
年度末累積赤字額		228	118	18	解消

※療養給付費等負担金等返還金については、平成 29 年度の療養給付費等負担金及び療養給付費等交付金の額が想定より大きい額で交付されているため、平成 30 年度の返還額を試算計上している。

①収納率向上による保険料収入増分の確保

府下でも高い収納率である滞納繰越分の保険料収入を赤字解消財源として確保する（事業費納付金として納める額との差額を赤字解消分とする。）。

収納率向上計画及び収納対策緊急プランに基づき財産調査の徹底とそれに基づく納付相談を実施し、資力に基づく適切な収納対策を基本策として徴収の強化を図るものとする。

具体的な取組としては、公平性の観点から資力がある滞納者については早期の解消を促すものとする。滞納繰越分保険料については、近年は重点的な活動を行い高い収納率となっているが、今後も引き続き累積赤字解消の財源として、計画値の達成を図るものとする。

また、現年度分の保険料については、本市の場合、統一保険料率を適用した場合、有所得者の大半が前年に比べ保険料が安くなるという状況になるため、広域化のメリットを前面に押し出し現年度収納率の向上を目指すものとする。

②府特別交付金の一部による補てん

府特別交付金の一部（保険者努力支援分及び府繰入金 2 号分）を赤字解消財源に充てる。

保険者努力支援分及び府繰入金 2 号分については、取組状況により獲得できる額が変動する性質をもつため長期的な計画が立てにくい性質のものとなっている。そのため赤字解消計画の変更にあたっては、計画の確実な達成のために確実に獲得できる額を計画値とするものとする。

計画値以上の金額を獲得できた際には、可能な限り赤字解消財源として投入し、出来るだけ早期の累積赤字解消を図るとともに、万が一、①の保険料収納額が計画値に達成しなかった場合の代替財源とする。

③一般会計繰入金による補てん

激変緩和期間を利用した一般会計からの計画的な繰入を実施する（毎年 5,000 万円の繰入を確保する）。

従来本市においては、厳しい財政状況を理由に累積赤字解消を目的とした一般会計からの計画的な繰入は当初予算に計上する形では行っていなかった。

しかしながら、前回策定の赤字解消計画が達成できなかったことを重く受け止め、また、高齢者や非正規就労者が多いという近年の国保加入者の構成上の問題や過去の累積赤字の解消を直近の加入者にのみ求めることに対する公平性の観点を鑑み、今回の計画の変更にあたっては、府国保運営方針で定められた激変緩和の期間を利用し、一般会計からの計画的な繰入を行なうこととする。

繰入については、既に平成 30 年度当初予算から 5,000 万円規模の繰入金を累積赤字解消分として予算計上しており、今後累積赤字が解消するまで継続的に投入する。また、①②の財源による累積赤字解消額が計画値に達しなかった場合については、統一保険料への上乗せや一般会計からの繰入額の増額の検討などを行い、本計画を達成するものとする。